

水道料金の適正水準について

答 申（案）

令和8年 月 日

玉野市水道事業審議会

令和8年 月 日

玉野市長 柴田 義朗 様

玉野市水道事業審議会
会長 高山 直

水道料金の適正水準について（答申）

当審議会は令和7年7月28日付け玉水第181号で諮問のあった水道料金の適正水準について慎重に審議を重ねた結果、次のとおり結論を得たので答申します。

目次

はじめに	1
1 答申内容	2
2 答申に至った理由	2
3 付帯意見	3

附属資料

- (1) 諮問（写）
- (2) 玉野市水道事業審議会条例
- (3) 玉野市水道事業審議会審議経過
- (4) 玉野市水道事業審議会委員名簿

はじめに

玉野市の水道事業は、市民生活や地域の産業活動に不可欠なライフラインとして、安全で安心な水を安定的に供給する重要な役割を果たしてきた。

玉野市の水道料金は平成8年度から据え置かれており、岡山県内15市の中で最も安価な水準にある。しかしながら、近年では人口減少や節水器具の普及等に伴う水需要の減少により給水収益が減少傾向にある一方、必要水量の殆どを頼っている岡山県南部水道企業団からの用水供給単価が令和5年度から約20%増額改定されたこと、また、施設の維持管理等に係る費用が物価高の影響などで増加したことにより、経営環境は厳しい状況となっている。さらに、高度経済成長期に整備した多くの施設で老朽化が進み、施設更新に多大な費用が必要となる時期を迎えている。

玉野市の管路経年化率は令和5年度時点で34.47%と、水道管全体の3分の1以上が法定耐用年数（40年）を超過しており、岡山県内15市の中でも上位に位置する。管路の老朽化は漏水や破損の原因となり、市民生活や産業活動に重大な影響を及ぼす恐れがある。

このような背景から、当審議会では水道事業を安定的に未来に引き継いでいくため、現在の経営状況、財政状況を確認し、住民生活への影響についても慎重に審議を重ねた結果、結論を得たので、次のとおり答申する。

1 答申内容

当審議会は、適正な水道料金等のあり方について審議し、次のとおり結論に達した。

- 料金算定期間
令和9年度から令和13年度までの5年間とする。
- 水道料金
増額改定を実施し、改定率は25.80%とする。
- 料金改定時期
令和9年度第1期調定分より適用する。
- 建設改良費
年間約5.8億円を基に物価上昇率を考慮した投資を行い、水道施設の更新・耐震化を推進する。

2 答申に至った理由

- (1) 水道施設の老朽化・耐震化に伴う更新需要は増加する一方で、将来的な給水人口の減少などの理由で給水収益の減少が見込まれる。経費節減の取組は引き続き推進するものの、現行の料金水準では、令和5年度から、収益的収支において経常的に発生している赤字が改善する見込みがなく、将来、老朽化施設更新の自己財源を確保できなくなる恐れがあり、料金改定による給水収益の確保が求められる。
- (2) 料金算定期間内の建設改良費として年間約5.8億円を基に物価上昇率を考慮した額を確保し、基幹管路の耐震適合率を令和13年度末までに50%以上とすることを目標とする。
- (3) 本改定案では、料金改定により一時的に経営状況は改善されるものの、計画10年目（令和17年度末）時点で現預金残高がほぼゼロとなる見込みであり、数年後には再度の料金改定の検討に着手することが必要となる。このことについて、市民への丁寧な説明と周知徹底が求められる。

以上のことを踏まえ、水道料金は増額改定するが、市民生活への影響を考慮した上で、

料金改定率は低く抑えた 25.80%とし、改定期期については、令和9年度第1期調定分からの適用とした。今後も効率的な事業運営を継続し、健全な経営が維持できるよう努められたい。

また、料金表（料金体系）については、現行の用途別料金体系を維持し、一律に改定率を乗じた場合の負担を基本とする。料金体系の変更は、料金システムの大規模な改修や既存契約の見直しなど、水道事業運営への影響が極めて大きいため、今回の改定では変更を行わないこととした。料金体系の抜本的な見直しの必要性については、来年度以降にあらためて審議することが望ましい。

3 付帯意見

水道事業を適正に運営していくためには、財政基盤の強化を図り、水道施設の強靱化に向けた適切な維持管理を行う必要がある。また、人口減少等に伴う給水収益の減少、水道施設の更新や耐震化など、事業の推進の必要性を考慮して、水道料金を増額改定するとしたが、使用者への負担に最大限配慮し、次のとおり付帯意見を付す。

- (1) 今回の料金改定率では、数年後に再度の料金改定が必要となることが見込まれる。適宜、検討や見直しの必要性について、市民に対しホームページや広報誌などを活用し、丁寧かつ分かりやすい説明を行い、周知徹底を図られたい。
- (2) 基幹管路の耐震化などの更新事業について、優先度や重要度、影響度なども考慮しながら、早期に事業が推進していくように努められたい。
- (3) 有収率向上のための漏水対策や経費節減の取組など、効率的な事業運営を継続するため、より一層の経営努力に努められたい。
- (4) 岡山県南部水道企業団からの受水費の動向を注視し、将来の財政計画に適切に反映されたい。

附 属 资 料

(1) 諮 問 (写)

玉水第 181 号
令和7年7月28日

玉野市水道事業審議会 会長 様

水道料金の適正水準について (諮問)

玉野市水道事業審議会条例第2条の規定に基づき、本市の水道料金の適正水準について、審議会のご意見を求めます。

玉野市長 柴田 義朗

記

1. 諮問趣旨

本市水道事業では、将来にわたり安全・安心な水の安定供給を確保していくため、老朽化が進む水道施設の更新や耐震化、漏水対策といった基盤強化が急務となっています。

一方で、給水人口の減少や節水機器の普及などにより、有収水量・料金収入の減少が続いています。

また、受水費である用水供給単価の改定や近年の物価高騰の影響により、水道事業の経営環境はますます厳しさを増しております。

企業債の償還や法定耐用年数を超過した管路の布設替え、修繕など、今後も多額の投資と財政的健全性の両立が求められる中、現行の水道料金体系では事業運営の持続が困難となる見通しです。

こうした状況を踏まえ、今後の玉野市における水道料金の適正なあり方について、審議会のご意見を賜りたく、ここに諮問いたします。

(2) 玉野市水道事業審議会条例

施行期日 令和2年4月1日

(設置)

第1条 水道事業の円滑な運営を図るため、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第14条の規定に基づき、玉野市水道事業審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、水道事業の運営に関する事項を調査し、審議するほか、市長の諮問があったときは、それに応じ、答申する。

(組織)

第3条 審議会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体が推薦する者
- (3) 水道利用者
- (4) その他市長が適当と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議（以下単に「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、委員の委嘱後最初に開かれる会議並びに会長及び副会長ともに事故があるときは、市長が招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、建設部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(3) 玉野市水道事業審議会審議経過

	開催年月日	審議の内容
第1回	令和7年7月28日	◇委嘱の交付 ◇諮問 ◇水道事業の現状と今後のスケジュール
第2回	令和7年10月28日	◇水道料金改定の検討(1)
第3回	令和8年1月23日	◇水道料金改定の検討(2)
第4回	令和8年2月12日	◇答申案の検討

(4) 玉野市水道事業審議会委員名簿

委員氏名	所 属 ・ 役 職	備 考
たかやま ただし 高山 直	岡山大学 社会文化科学学域 社会文化科学研究科 経済学部 (准教授)	会長
ほんだ やすこ 本田 恭子	岡山大学 学術研究院 環境生命自然科学学域 (准教授)	副会長
はらだ こうじ 原田 幸治	弁護士 (玉野市顧問弁護士)	
かわむら やすひろ 河村 泰宏	岡山県南部水道企業団 (事務局長)	
こまつ よしゆき 小松 禎之	日比製煉株式会社 日比製煉所 (次長)	
おおうち ゆういちろう 大内 雄一郎	ナイカイ塩業株式会社 (取締役管理部長)	
すみよし たかふみ 住吉 孝文	玉野商工会議所 (副会頭)	
たなか しょうへい 田中 正平	直島町 (副町長)	
あさの ふさこ 浅野 聰子	玉野市栄養改善協議会 (会長)	
みうら やすお 三浦 康男	玉野市コミュニティ協議会 (会長)	